

単 独

令和7年度 施行

見積用

八 雲 地 域 水 道 メ ー タ 器 取 替 (4)

参考資料

本資料は、見積額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

北海道八雲町

八 雲 地 域 水 道 メ ー タ 器 取 替 (4)

〔 総 括 表 〕

費 目	工 種	規 格 ・ 寸 法		単位	申 請 時 (変 更 前)			精 算 時 (変 更 後)			備 考
					数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
手数料	水道メータ器取替	φ 13mm	掘削(有)	台	111						水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃	144						
		φ 20mm	掘削(有)	台							水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃	8						
		φ 25mm	掘削(有)	台	2						水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃	5						
		φ 40mm	掘削(有)	台							水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃	3						
		φ 50mm	掘削(有)	台							水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃							
		φ 75mm	掘削(有)	台							水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃							
		φ 100mm	掘削(有)	台							水道メータ器～支給
			掘削(無)	〃							
	資材費	MB20LBW-3		式							
	労務費	t =3cm		式							
	直 接 取 替 費	小 計		台	273						
		再 計									
	諸 経 費	以内									
	取 替 価 格	小 計									
	消費税相当額										
	取 替 請 負 費										

(E) 甲一 八 雲 地 域 水 道 メ ー タ 器 取 替 (4)

1. 場 所

- (1) 水 道 メ ー タ 設 置 場 所 落部、入沢、下の湯、栄浜、上の湯、野田生、山越、浜松、東野、黒岩
(2) 取 替 対 象 メ ー タ 機 種 (別 途 使 用 者 名 簿)

2. 計 画 の 概 要

○ 水 道 メ ー タ の 概 要

- (1) 電子式水道メータ器 (新水質基準適合材) 付属品 : 受信機取付板、表示板、C D管、鞘管固定金具
木捻子一式、封印玉、封印用銅線

- (2) 取替数量 総計 273台 内 訳 (落 部) : $\phi 13\text{mm} \times 124$ 台, $\phi 20\text{mm} \times 6$ 台, $\phi 25\text{mm} \times 4$ 台
(野田生) : $\phi 13\text{mm} \times 53$ 台, $\phi 20\text{mm} \times 1$ 台, $\phi 25\text{mm} \times 3$ 台, $\phi 40\text{mm} \times 3$ 台
(黒 岩) : $\phi 13\text{mm} \times 78$ 台, $\phi 20\text{mm} \times 1$ 台

- (3) 付帯工事

- (4) メータ器の引渡場所及び時期 引渡場所 : 大新浄水場 引渡期日 : 契約終了後

八雲地域水道メータ器取替仕様書

1. 取替作業等を行うときは、受注者証交付申請書により交付を受けた受注者証を携帯することとし、提示を求められた場合は、提示してください。また、取替作業等は、八雲町役場開庁時間内（8時30分から17時15分 土日祝日を除く）に実施してください（使用者の都合により開庁時間内にできない場合は、事前に連絡してください。）。
2. 取替作業前に、必ず取替予定日等を記載したビラを配布してください（取替予定日は、契約日から契約期間までの長い日程ではなく、概ね2週間程度の期間にしてください。例年、取替対象者の方から苦情が寄せられています。）。なお、店舗等の場合、取替作業の日時・断水時間などを調整し、了解を得ること。また、集合住宅等の場合は、入居者だけでなく大家または管理者にも事前に連絡してください。取替作業後は、必ず取外指針及び取付指針を記入したビラを配布し、メータ取替をしたことを連絡してください。
3. 取替にあたり現場の安全管理等に配慮してください（取替後の後始末不良によるけが人、苦情等のないように。）。
4. 集合住宅等に並列設置されているメータ器の取替にあたっては、配線等の誤接続がないように十分注意して行ってください。また、メータ番号の奇数を1F、偶数を2Fとなるように設置してください（集合住宅の場合は、メータ番号が連続するように設置してください）。
5. 受信器と発信器（メータボックス）との離れを、明確に刻印してください（刻印忘れが例年ありますので注意してください）。報告書にも明確に記入してください（0も省略せずに記入してください。報告漏れか判断がつかないため。）。
6. メータ器の発信部を設置するときは、止水栓とともにまっすぐに設置してください。また、取替後に漏水が起こらないように、注意して取替してください。パッキンに異物が付着していて数年後に漏水が発覚するケースもありますので、パッキンを設置するときは、土砂等の付着がないか確認し、土砂等が付着した場合は、きれいにふき取ってから設置してください。
7. 取替完了後、管末蛇口から排泥を行い、止水栓を開けるのを忘れないよう確認してください（止水栓が閉まっている家は、取替終了後止水栓を閉めておいてください。また、集合住宅も閉栓しているところがありますので、注意してください。）。
8. 取替リストにメータボックスの大（FRP製）小（鉄蓋のコンクリート製）に丸を、さらにメータ取替時に、メータボックス付近を掘削するのに支障となる舗装があるかどうかにも、丸をつけてください。

9. 取替後の写真を受信器とメータボックスが入るように1枚、受信機のアップ（メータ器番号がわかるように）を1枚、全件デジタルカメラで撮影してください。ファイル名は、使用者番号の左から7桁（000-0000）を記入し、CDに保存し竣工時に提出してください。なお、受信機とメータボックスが離れている場合は、それぞれ撮影しわかるように保存してください（例 000-0000A・B）。
 10. 取外したメータ器は、新しく取付したメータ器が入っていた箱に入れて、返却書とともに大新浄水場に返却してください。また、返却の際は確認をいたしますので、監督員の立会を求めています。
 11. 取替時に、漏水を発見し修理をした場合、または銅管があった場合は取替し、請求書と修理後の写真を環境水道課に提出してください。
 12. メータ検針の都合上、下記の期間は取替を行わないでください。また、取替を行った部分のリストを取替できない期間前日（その日が土日祝日の場合は、その前の役場開庁日）までに提出してください。
- ・ 取替できない期間
 - ・ 市街地
毎月10日～20日まで（10日が土日祝日の場合は、その前の役場開庁日）
 - ・ 落部・野田生・黒岩
毎月20日～月末まで（20日が土日祝日の場合は、その前の役場開庁日）